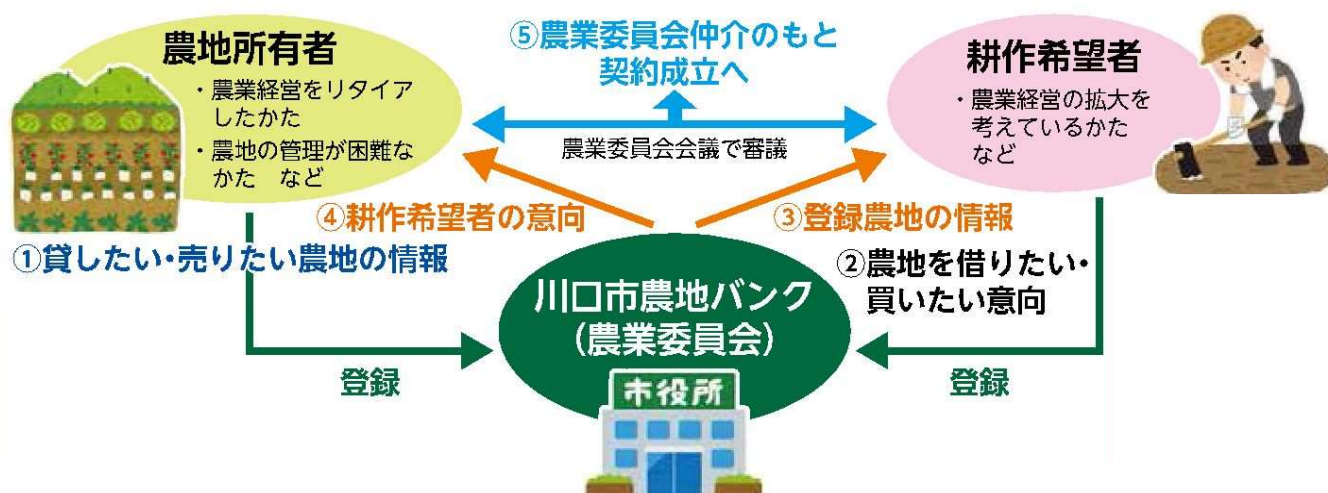


川口市農地情報登録制度の (川口市農地バンク制度) 活用をご検討ください

川口市農地情報登録制度(川口市農地バンク制度)とは...
農地の賃貸借などに関する情報を収集し、広く提供することで、農業者の確保、
経営規模の拡大促進、耕作放棄地の発生防止・解消など、農地の有効利用の促進
を目的とする制度です。



登録できる農地の主な要件

- 市内の市街化調整区域内農地又は生産緑地地区内農地
- 賃借権など、耕作の妨げとなる権利が設定されていない
- 登記地目が「田」又は「畑」の農地

登録できる耕作希望者の主な要件

- 現に耕作する農地の耕作状況等から新たに取得する農地を効率的に利用できるかた
- 年間150日以上農作業に従事ができるかた
- 継続的に農業経営を行う見込みがあるかた

■ 農地の登録手順(貸したい・売りたい農地の所有者)

1 農地バンク登録申請

「農地バンク登録申請書」(市ホームページ等から様式を取得してください)に農地の情報を記入し、必要書類を添付して農業委員会事務局に提出

2 農地バンク台帳登録

申請書をもとに、農地の情報を農地バンク台帳に登録

3 市ホームページ・農業委員会事務局窓口で農地の情報を公開

農地所有者氏名などの個人情報・非公開の申し出があった情報を除いた農地の情報を、市ホームページ・農業委員会事務局窓口で公開

■ 耕作希望者の登録手順(借りたい・買いたい耕作希望者)

1 耕作希望者登録申請

「耕作希望者登録申請書」(市ホームページ等から様式を取得してください)に希望の情報を記入し、農業委員会事務局に提出

2 登録農地の詳細な情報の閲覧

登録した耕作希望者は、農業委員会事務局窓口で、農地所有者氏名などの農地の詳細な情報を閲覧

3 農地の借受け・買受けの希望

農業委員会を経由し、耕作希望者の希望を農地所有者に伝達



～農地の貸借契約や売買は、農業委員会の許可等を受けて有効になります～

■ 注意事項 ■

- ・登録期間は3年です。期間終了後の登録情報は抹消となります。
- ・農地バンク登録中でも、農地所有者は農地の適正管理をお願いします。
- ・売買金額などの契約内容には、原則として農業委員会は関与しません。

お問い合わせ先…川口市農業委員会事務局

電話 048-258-7922 FAX 048-258-1161